

# 多収性稻種子の安定供給支援事業交付金

【58（58）百万円】

## 対策のポイント

米粉用米・飼料用米等の作付拡大に向けて、多収性稻種子の安定供給体制の構築を支援します。

- 我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低水準の41%となっています。
- 国内の主食用米の需要は、水田の6割で賄える程度に減少しており、残りの4割の水田を有効に活用し、食料自給率の向上を図ることが必要となっています。
- 米粉用米・飼料用米等の生産においては、コスト削減の観点から多収性品種を活用し、単収の向上を図ることが重要です。

## 政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上

<内容>

### 多収性稻種子の安定供給の確立

米粉用米・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稻について、種子の安定供給に向けた都道府県段階の次の取組を支援します。

(1) 種子の需要調査、生産計画の策定

米粉用米・飼料用米等の生産状況を把握し、種子需要の見通しに基づく種子の生産計画の策定を推進

(2) 種子生産の技術指導

多収性稻種子の安定的な生産を行うため、種子生産団体等への技術指導を実施

(3) 種子の安定供給システムの構築支援

種子の需要量の変動に対応して安定供給を行うため、生産された種子の一部を活用して種子供給量を調整する仕組みを構築

多収性稻種子の安定供給支援事業 58（58）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））]